

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行方針(案)についての意見募集結果

平成22年3月31日

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行方針(案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、33の個人又は団体から、延べ110件の御意見をいただきました。御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方は、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>1 地域づくりガイドラインの各項目に関する取組みなどについては、情報公開を原則とすることを明記することが必要である。</p> <p>2 「地域づくり委員会」等の活動や対応状況をホームページ等で公表すること。</p> <p>3 「権利擁護」及び「合理的配慮」は、個性が強いことを踏まえ、各地域づくり委員会等で対応した具体的な事例等を公表し、条例の目的を達成するための情報の共有化を促進すること。</p> <p>4 本条例の実施状況については、議会に対する報告とホームページ等の活用により、公開性を高めることが必要である。</p> <p>5 障がいのことをもっと知ってほしい。</p> <p>6 各学校とか、高校性や大学生といった若い学生たちにこそ、条例の内容を知ってもらいたい。せっかくの条例を、若い人たちにも広く普及する取組みを行ってもらいたい。</p> <p>7 条例の内容を広く道民に周知するため、次の措置を講じること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の各部が市町村、関係業界及び道民を対象に開催する会議、説明会等における周知</li> <li>・ 小中学校における条例の周知を目的とする授業の設定</li> <li>・ 条例に基づき設置される各委員会の取組みや道の取組みのホームページ等による公表</li> <li>・ 公開シンポジウムやセミナーの開催など</li> </ul> </p>	<p>○ 情報公開及び道民の理解の促進の重要性について、「I 基本方針」に次のとおり追記します。                      なお、条例第52条の規定に基づき、毎年度、議会に施策の推進状況に関して報告し、公表することとしています。</p> <p><b>I 基本方針</b>  <b>(4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。</b></p>
<p>8 条例第2条の「障がい者」の定義は、障害者基本法に準じて、医学的観点での定義が重要視され、ボーダーライン上での障がい者等の問題が軽視されていると思える。</p>	<p>○ 条例における「障がい者」の定義は、現行の法律の規定を踏まえたものとしています。                      なお、国が昨年12月に設置した「障がい者制度改革推進会議」において、「障害の定</p>

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>障がい者の定義や位置づけの議論を深めることが必要と思う。</p> <p>9 条例の障がい者の定義は、障害者基本法に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者となっているが、視力、聾啞等、障がい種別ごとに記載したほうがよい。</p>	<p>義」等についても協議が行われる予定であることから、今後の国の検討状況を踏まえ対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>10 小さな町村であっても、働く場の確保や支援の拡充等、安心して暮らせるようにしてほしい。</p>	<p>○ 地域における支援の確保等については、地域づくりガイドラインを活用し、市町村の相談支援体制等の強化を図るとともに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という。）、市町村、地域自立支援協議会とが密接に連携し、地域の関係者との対話を重視しながら、必要な支援等が確保されるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>11 地域間格差の現状を把握するために、道内の各市町村が実施している障がい福祉サービスに関する現状を調査し、その結果等に基づき、道が実施する「支援の確保」及び「格差是正」に関する施策を検討するとともに、その内容を公表すること。</p>	<p>○ 今後、条例第23条第3号に基づいて、各地域の社会資源マップの作成に取り組み、公表することとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>12 地域間格差の是正に関する施策の実施にあたっては、障がい当事者等の意見を把握し、施策に反映するよう努めること。</p>	<p>○ 地域づくり委員会や北海道障がい者就労支援推進委員会には、障がい者も委員として参画し、意見をいただく仕組みとしています。また、関係団体との意見交換や支援員の活動を通じた意見の把握などに努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>13 相談者が気軽に、気持ちよく利用できる仕組みをつくる状況によって情報保障（手話通訳・要約筆記など）、介助者、移動の確保等が必要となることから、ガイドライン項目において、相談者の障がいに応じた合理的配慮を確保することを明記する必要がある。</p>	<p>○ 障がい特性に配慮した相談支援体制の確保は、重要なことであり、地域づくりガイドラインの解説において記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>14 ガイドライン項目のⅠ－２に関して、相談支援従事者が孤立しないため『相談支援従事者間での相談活動に対する課題の共有化』と『相談窓口の一層の周知』を追記したほうがよい。</p>	<p>○ 「相談支援従事者間での相談活動に対する課題の共有化」に関しては、職員研修の意義の観点から、「相談窓口の一層の周知」に関しては、相談窓口の分かりやすさの観点から、それぞれ地域づくりガイドラインの解説において記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>15 電話相談窓口だけでは聴覚障がい者が利用できないことから、メール・FAXによる相談窓口の設置・体制も必要である。</p>	<p>○ 地域の相談窓口を分かりやすく周知することや、障がい特性に配慮したコミュニケーション手段の確保の重要性について、地域づくりガイドラインの解説において記載すること</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>としています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>16 地域づくりガイドラインにおいて、いろんな問題を抱えていても相談することができない障がい者や家族のニーズを把握する逆方向のシステムについても考えていただきたい。</p> <p>17 よりわかりやすい情報の周知と、身近なところに相談のできる人がほしい。特に、サークルや協会などに加入していない、孤立状態の障がい者への配慮をお願いしたい。</p>	<p>○ 障がい者や家族のニーズを把握する地域の相談支援体制づくりが重要であり、潜在するニーズの把握などについては、ガイドラインにおいて記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>18 障がい者が消費者被害にあった場合の相談支援体制や、消費生活センターや養護学校などと連携した被害未然防止の情報提供や啓発教育について、ガイドラインに盛り込まないまでも、運用面で是非行政が推進してほしい。</p>	<p>○ 関係機関が連携し、障がい者が地域で生活する上で必要な情報を提供し、被害の未然防止等に取り組むことは重要なことと認識しており、地域づくりガイドラインの解説において記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>19 この条例が目指すのは、「障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくり」にあり、「障がい者の生活上の消費者被害に関する視点」が議論からまったく抜け落ちている。この視点も考慮に加えるべきではないか。</p>	<p>○ 暮らしやすい地域づくりの推進には、障がい者が経済的な被害等を受ける消費者被害等の防止も含まれるものであり、関係機関が連携して被害の未然防止等に取り組むことについて、地域づくりガイドラインの解説において記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>20 地域づくりガイドラインに記載されている相談支援事業所及び地域自立支援協議会について、実施主体である法人や施設のカラーが前面に出ることがないよう、運営形態の独立性の維持に注意してほしい。</p>	<p>○ 相談支援は、相談される障がい者や家族の意志及び人格を尊重し、特定のサービス又は特定の事業者に偏らないよう、また、相談者が望む生活を支えるのに有効なものとなるよう、中立、公平な立場に立って行うことが重要であり、地域づくりガイドラインの解説において記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>21 地域づくりガイドラインの各項目に関する取組みなどについては、障がい当事者の参画を確保・保障することを明記した方がよい。</p>	<p>○ 地域づくりガイドラインの活用にあたっては、市町村が、障がい者はもとより、地域の関係者等と協働して取り組むことが重要であり、地域づくりガイドラインの解説において、障がい者をはじめ、地域の関係者と協働した取組みの意義などについて記載することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>22 障がい者が高齢になり老人介護施設を利用しようとしても施設での対応ができなかったり、独居障がい者が訪問介護を利用する際にトラブルが生じるなど多くの問題があることから、ガイドラインでは様々な機</p>	<p>○ ガイドラインに基づく市町村の取組の支援においては、地域の関係機関が協働する地域自立支援協議会の機能の確保や、相談支援におけるきめ細かな配慮等についても助言等の支援が行えるよう努めてまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>能が記載されているが、よりきめの細かい配慮をしてほしい。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>23 地域づくりガイドラインの実効性の確保と相談支援のスキルアップ等を図るため、このガイドラインの各項目に関する評価の実施とその公表を盛り込むことが必要である。</p>	<p>○ 地域づくりガイドラインは、市町村の相談支援体制のあり方などについて取りまとめたものであり、今後、北海道自立支援協議会において、地域づくりガイドラインやその活用方法の評価、検討を行ってまいります。また、評価、検討の結果については、道民にも分かりやすく情報提供できるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>24 施行方針案のⅡ－3の5つ目の文の末尾に、ガイドラインの目指す姿がイメージしやすくなることから「また、事例集の配布などを通じて道民等への周知を図る」との趣旨の文章を入れてはいかがか。</p>	<p>○ 施行方針案Ⅱ－3の文末に次のとおり追記します。</p> <p><b>&lt;追記する事項&gt;</b></p> <p>○ 地域づくりガイドラインに基づく評価に当たっては、地域のサービス資源に関する「地域の社会資源マップ」を作成することとし、インフォーマルを含め、地域ニーズを満たすサービス資源のあり方を各地域で検討する。また、地域づくりガイドラインに基づく具体的な取組みの参考となる事例集を策定するとともに、<b>事例集をホームページでの公開や、支援員の活動を通して道民への周知を図る。</b></p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>25 道内の市町村は、規模が小さく、専門的ノウハウもないため、相談支援体制整備がほとんど進んでいない。道では、コーディネーターを派遣し支援を行うとしているが、コーディネーターの数も少なく、道が担うべき広域支援の機能を十分に果していないのではないかと。</p>	<p>○ 相談支援体制等の地域づくりは、市町村の関与の下、地域の関係者が、地域の課題について共通の認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。</p> <p>このため、道では、平成21年度から、市町村の取組みに対し専門的な立場から助言等を行う地域づくりコーディネーター（条例施行後は第27条の規定に基づく「支援員」。以下「支援員」という。）を全道21圏域に配置したところであり、今後とも、保健福祉事務所と支援員が連携し、広域的な支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>26 委託による地域づくりコーディネーターでは、市町村の課題や提案が道に伝わりづらく、市町村を支援する機能としては弱い。支庁の自立支援担当職員や保健所保健師をアドバイザーとしたり、千葉県のように身体・知的障害者相談員に参加させるなど、取組みの強化が必要だ。</p>	<p>○ 地域づくりコーディネーターについては、条例に基づく支援員と位置づけております。支援員は、保健福祉事務所と連携して支援を行うとともに、圏域に関わる課題については、地域づくり委員会が、さらに、全道規模の課題については、北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下、「地域づくり推進本部」という。）において協議、検討を行う仕組みとしています。</p> <p>なお、身体障害者相談員や知的障害者相談</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>員については、規則において、地域で暮らす障がい者のより身近な相談窓口となるよう地域相談員として位置づけ、関係機関と連携したきめ細かなニーズの把握に努めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>27 地域づくりガイドラインの作成に当たっては、市町村の主体性と地域住民参加型の「官民協働」の評価プロセスを重視するとともに、道の果たすべき役割と責任を明確にすること。</p> <p>28 市町村の主体的な関与だけではなく、条例の設置主体である道の主体的な関与と責任についても、ガイドラインの各項目に明記することが必要である。</p>	<p>○ 道では、条例第27条の規定に基づき、地域づくりガイドラインに基づく取組みを進める市町村を支援する支援員を配置することとしており、市町村が地域の関係者と協働して進める課題解決のプロセスを尊重しながら、支援員と保健福祉事務所が連携し支援に取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>29 地域づくりガイドラインの目的は、プロセスをつくりあげることとしているが、相談支援のシステム化を早急に進めるのであれば、市町村に対し強制力を持ったものとする方が良い。</p> <p>30 市町村の責務が明確でない。このような中で、地域づくり委員会と市町村との連携はうまくいくのか。</p>	<p>○ この条例に基づく施策を推進する上で、市町村との連携は重要なことであり、支援員と保健福祉事務所が連携し、市町村の取組みを支援することとしています。</p> <p>なお、いわゆる、地方分権一括法の施行に伴い、道条例において市町村の責務を規定したり、業務の義務づけを行うことはできないこととされています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>31 障がい児・者の相談内容とそれに対する対応等の実態を把握し、障がい児・者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを進めるための新規事業の実施・既存事業の見直し等を地域づくりガイドラインに追記したほうがよい。</p>	<p>○ 道では、条例第27条の規定に基づき、支援員と保健福祉事務所等が連携し、地域づくりガイドラインに基づく相談支援体制の確保等の取組みを進める市町村を支援することとしており、こうした中で、地域の実状等を把握してまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>32 本条例の内容（第5章）を道の障害者雇用に係る取組みに具体的に反映することにより、民間や市町村のモデルとなるよう取り組むこと。</p>	<p>○ 条例に規定された施策については、就労支援推進計画に位置づけ、効果的な実施に努めるとともに、ホームページを活用するなどして市町村や道民に情報の提供を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>33 福祉的就労の場の確保や障がい者を多数雇用している中小企業に対する優遇措置を講じること。</p>	<p>○ 障がい者を多数雇用するなど、障がい者の就労支援に取り組んでいる企業を「障がい者就労支援企業」として認証し、道のホームページ等でPRするとともに、入札上の優遇や低利融資等の対象とする措置を講じているところであり、条例施行後も継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>34 社会に出たいが、すぐに就労することが難しい人にとって就労継続支援と一般就労しかない社会はつらい。障がいは軽度だが、働けるほどではない人の行き場となる就労移行の施設を増やしてほしい。</p>	<p>○ 就労支援推進計画（新・北海道働く障がい者応援プラン）に基づき、就労系サービス提供事業所の整備を図り、障がい者の一般就労への移行が促進されるよう取組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>35 条例に規定された就労支援は、授産施設への優先発注等、福祉的就労に力点を置いた規定と感じる。業績悪化により、真っ先に解雇される障がい者の受け皿として授産施設の役割を認めるものではあるが、道庁や地方自治体が授産施設等に優先発注することが、民間企業や職親会会員企業を圧迫し、廃業を余儀なくさせる危険性をはらんでいること、また、そのことにより、働く能力と意欲のある障がい者を一般就労に就いて苦労するより、授産施設等の福祉的就労に安住させてしまう危険性があることを危惧するものである。</p> <p>36 就労支援推進計画において、一般的就労と福祉的就労が同列に扱われていることに大きな疑問を感じている。なぜなら、福祉的就労が増進していくと、福祉的就労の方が安心、安全かなど、一般就労に向けていくという意欲がそがれるのではないかと危惧している。</p>	<p>○ 本計画では、福祉的就労と一般就労の両分野の取組みを示し、障がい者の希望と適性に応じた就労支援に取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>37 障がい者の心理的負担を少しでも和らげるため、施行方針という早い段階から個人情報やプライバシーの保護を北海道障がい者就労支援推進委員会委員及び指定法人に対して義務付けるべきではないか。</p>	<p>○ 北海道障がい者就労支援推進委員会の審議において、個人情報や企業情報等を扱う場合は、その保護に充分留意しながら運営してまいります。</p> <p>○ 指定法人に対しては、個人情報の保護について協定書に規定し義務づけることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>38 北海道障がい者就労支援推進委員会及び障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の各委員には、「虐待や差別を受けた障がい者の立場や状況を把握し、改善するための姿勢」と「条例の目的と理念を達成するための姿勢」が求められることを明記するべきである。</p>	<p>○ 条例の規定に基づく各委員会の委員は、この条例の目的や基本理念等のもとより、合理的配慮（条例第20条）についても理解し、中立公平な立場で協議に参加していただくことが重要と考えており、そうした、委員としてふさわしい見識を持った方を選任することとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>39 地域づくり委員会の委員について、障がいのある方や家族でなければわからないことが多くあるので、必ず障がいのある方やその家族が委員に入るようお願いしたい。</p> <p>40 北海道障がい者条例の理念と目的に賛同し、その実現に意欲を持つ障がい者を各委</p>	<p>○ 地域づくり委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者等10名以内で組織され、このうち、障がい者と地域住民から選任する委員の一部については、公募することとしています。</p> <p>また、地域づくり推進員は、事案に応じて、協議する事案と同じ障がい種別の障がい</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>員会の委員として参画させること。</p> <p>41 障がい当事者委員の就任にあたっては、少なくとも身体、知的、精神の3障害から委員を選出すること。</p>	<p>者や事案に関する専門的な知見を有する方などに参考人として協議への参加を求めることができます。</p> <p>これらの仕組みにより、様々な障がい者やご家族にも地域づくり委員会の協議の場に参加していただくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>42 地域づくり委員会が個人の権利擁護に関わる重要な事案を扱うことを考慮し、各委員が個人情報やプライバシーの保護に配慮することについて施行方針において規定したほうがよい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会における個人情報やプライバシーの保護に対する配慮については、地域づくり委員会運営要綱において規定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>43 地域づくり委員会では、相談・検討事案に対し利害関係を有すると認められる委員を審議に参加させない旨規定したほうがよい。</p>	<p>○ 地域づくり推進員又は地域づくり委員会の委員が、事案に関する利害関係者や親族等（以下、「利害関係者等」という。）である場合、地域づくり推進員については職務代理者が、又、委員については、利害関係者等ではない委員を指名することとしており、その取扱いについては、規則で規定します。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>44 障がい者が地域づくり委員会等へ参加する場合は、障がいに応じて必要とする「合理的配慮」（情報保障、バリアフリーな環境の確保、支援者等の同席等）を確保すること。</p>	<p>○ 地域づくり委員会等に障がい者が参加する場合、支援が必要な方には、障がい特性に応じた資料の作成や支援者の出席など、必要な配慮を行うよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>45 地域づくり委員会の「地域」の概念は、「市町村」にあると思う。多くの住民意識がそこにあることを理解せず「地域づくり委員会」を運営すると現実から離れる恐れを感じる。</p>	<p>○ 地域づくり委員会では、市町村等の行政関係者も委員や参考人として参画し、市町村の現状を踏まえた協議に努めることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>46 「地域づくり委員会」及び「地域自立支援協議会」について、全道的な情報交換・交流の促進及び活動格差の是正を図るための研修等を開催すること。</p>	<p>○ 各圏域の地域づくり委員会で取扱った事例についての情報を集約し、他の地域づくり委員会と情報を共有化することにより、判断の相違が生じないように努めてまいります。</p> <p>また、地域づくり委員会の開催状況などについては、ホームページ等での情報提供を行い、地域自立支援協議会において活用できるように努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>47 「差別」や「虐待」は、極めて緊急性の高いものであり、委員会の開催等を待たずに、各保健福祉事務所が敏速に対応するための措置を講じること。</p>	<p>○ 虐待や重大な権利侵害が懸念される事案については、関係市町村と密接な連携を図り、事案に応じて、警察の協力も得ながら、障がい者の身体、生命の安全の確保を最優先に迅速な対応が取れるよう取組むこととしてお</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
48 差別や虐待の状況によっては、緊急性の高い事案もあると思うので、例えば委員会の開催をまたずに、各保健福祉事務所が迅速な対応をして、保護をするということも必要と思う。	り、その対応については、地域づくり委員会運営要綱において規定することとしています。 <div style="text-align: right;">B</div>
49 障がい者の虐待事案等に関しては、何よりも迅速な初期対応が重要であり、道において通報等があった際の初動体制を早急に整えるとともに、道民に対して速やかに公表いただきたい。	○ 虐待など、障がい者の身体、生命に対する危険が察知される事案については、迅速な初期対応が極めて重要であり、申立てを受理した事務局が、関係市町村と連携を図り、迅速に障がい者の保護を行うなどの初期対応を行うことができるよう、地域づくり委員会運営要綱において規定することとしています。 <div style="text-align: right;">B</div>
50 3丁目食堂は、札幌市で起きた虐待・人権侵害事件であり、児童虐待も同じ部局が所管していることから、その事例を検証して、現実的な危機管理及び意識を施行方針に含めることが必要不可欠である。	○ 虐待など、障がい者の身体、生命に対する危険が察知される事案については、迅速な初期対応が極めて重要であり、申立てを受理した事務局が、関係市町村と密接な連携を図り、迅速に障がい者の保護を行うなどの初期対応を行うことができるよう、地域づくり委員会運営要綱において規定することとしています。 ○ 各圏域の地域づくり委員会で取扱った事例についての情報を集約し、他の地域づくり委員会と情報を共有化することとしています。 <div style="text-align: right;">C</div>
51 施行方針（案）にある合理的配慮の事案を蓄積することは、非常に大事なことだと思う。その際、合理的配慮が欠けていると地域づくり委員会全会一致で判断した事例はもちろん、意見が割れた事例については、内容を検証し蓄積することが非常に大事と思うので、そういった取組みを進めてほしい。	○ 各圏域の地域づくり委員会で取扱った事例についての情報を集約し、他の地域づくり委員会と情報を共有化することとしています。 <div style="text-align: right;">C</div>
52 虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案並びに関連法令に抵触することが想定される事案については、地域づくり委員会での決定を条例第48条に規定された「すべての委員の賛成」との要件の対象外とし、必要に応じて速やかに関係法令に基づく手続きを進めることが必要である。	○ 虐待等の深刻な事案に対する迅速な初期対応や、既存の法令等による救済措置の活用については、地域づくり推進員や申立てを受けた事務局において、関係機関と連携し迅速に対応できるよう、地域づくり委員会運営要綱において規定することとしています。 <div style="text-align: right;">B</div>
53 差別・不利益な扱いに関する指針において、「障がい者であることに付け込んで儲けようとする悪徳行為」については、どこにもそれを指摘し、類推できる項目はないように見受けられる。	○ 「障がい者から不当に財産上の利益を得ること」は、条例第21条において虐待に当たる行為として規定されており、地域づくり委員会での協議等を経て、地域づくり推進員による指導、知事による勧告や勧告内容の公表が行えることとされています。 <div style="text-align: right;">B</div>



意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>54 「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）の「差別等の基本的な定義」について、国連の障害者の権利に関する条約の規定を参照し「合理的配慮」の注釈を加筆することが必要である。</p> <p>55 「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）の「差別等の基本的な定義」において、国連の障害者の権利に関する条約に規定された『合理的配慮』の定義を追記し、概念に関しては今後変更の余地があるなど、誤解を招かないよう、丁寧な説明が必要ではないかと思う。</p>	<p>○ 「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）において、障がい者の権利に関する条約第2条の「合理的配慮」の規定を次の通り追記することとします。</p> <p><b>&lt;追記する事項&gt;</b>  (1) 差別等の基本的な定義  「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。</p> <p><b>なお、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</b>（国連：「障害者の権利に関する条約」に準拠）</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>56 「合理的な理由」という曖昧な理由により差別等を容認し、北海道障がい者条例の目的と基本理念に反することから、「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）の「(2) 類型的な概念」の「直接的・間接的な差別等」において、「正当な理由」を削除することが必要である。</p> <p>57 「合理的な理由」という曖昧な理由により差別等を容認し、北海道障がい者条例の目的と基本理念に反することから、「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）の「(3) 分野別の概念」において、「合理的な理由なく」を削除することが必要である。</p>	<p>○ (2)及び(3)は、「差別・不利益な扱い」に該当する行為を類型化するための規定です。</p> <p>○ 「合理的な理由」や「正当な理由」は、障がい者の権利に関する条約に規定された「過度の負担」と同様の趣旨で規定したものであり、必要な規定であると考えています。</p> <p>なお、どのような事由が「合理的な理由」や「正当な理由」に該当するかについては、地域づくり委員会において個々の事案ごとに協議することとしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>58 「(3)分野別の概念」における「④ 雇用」について、「障がい者の採用及び採用後において、障がい者が必要とする合理的配慮を提供・確保しないこと。」を加筆する必要がある。</p>	<p>○ 合理的配慮の欠如については、(2)「類型的な概念」において規定しています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>59 「⑤ 教育」について、ロの「意見を聴かない」を「意見に基づかない」または「意見を尊重しない」に修正する必要がある。</p>	<p>○ 就学先の決定に際しては、学校教育法施行令において保護者の意見を聞くことが市町村教育委員会に義務づけられていることに準拠したものです。</p> <p>なお、国が、昨年12月に設置した「障がい者制度改革推進会議」において、「就学先決定の仕組み」等についても協議が行われる予定であることから、今後の国の検討状況を踏</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>まえ対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>60 「差別・不利益な扱い」に関する指針についての道としての理念は分るが、現実には、住民と対応する市町村は、立場、役割を十分に理解しているのか疑問である。</p>	<p>○ 市町村に対しても条例内容や道の取組等について説明を行い、理解と協力が得られるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>61 地域づくり推進員を置くとしているが、「推進員」と「相談員」の関わりはどうか。（組織、役割の違いは承知の上で）</p> <p>62 身障相談員は本条例との関わりはあるのか。</p>	<p>○ 身体障害者相談員、知的障害者相談員については、規則において地域相談員として位置づけ、障がい者から相談を受けたときは関係機関に情報を提供するとともに、虐待や重大な権利侵害を含む事案については、地域づくり推進員が主宰する地域づくり委員会に報告するなどの役割を担うこととしています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>63 条例施行方針（案）の個別権利擁護部会（仮称）の「運営に当たっての留意事項」に記載されている地域相談員に、発達障がい専門とする相談員も含めるべきではないか。</p>	<p>○ 地域相談員は、身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、「障がい者の権利擁護等に関し優れた識見を有する」方も委嘱することができることから、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>64 障がい者相談員制度においては、条例の目的と理念を十分に理解するとともに、その実現のために具体的な事例の把握とそれぞれが取り組むべきことを盛り込んだ研修内容の設定が必要不可欠である。</p>	<p>○ これまでも、身体障害者相談員、知的障害者相談員には、相談業務に必要な基本的な知識の習得などを目的に、研修を実施してまいりましたが、今後とも、条例や相談技術等に関する研修内容の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>65 調査・指導・勧告の運用方針における「障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案」の運用方針について、「次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう」としているが、3つの行為は（①重大な権利侵害、②意図的な悪質性の高い事案、③行為の継続と再発）は、すべて重大かつ悪質な要素を含んでいること、行為の継続・再発については、一定の調査を要し、即応性を困難とすること、すべての要素が加味されなければならないとしたなら運用方針の実務性が損なわれることから、「すべて」を「いずれか」に修正することが必要不可欠である。</p> <p>66 地域づくり委員会の調査・指導・勧告の運用方針では、「次に掲げる基準のすべてに合致する行為」とあるが、3つの基準全てに該当しなければいけないのか、場合によっては、それぞれに非常に悪意を含んだものもあるので、全てではなく、いずれかにでも該当すれば、調査・勧告・指導の対象とする必要がある。</p>	<p>○ 「障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案」は、知事による勧告や勧告内容の公表の対象としていることから、地域づくり委員会において判断する際の指針とするため、3つの要件を示し、対象となる行為の類型化が可能となるよう努めたところですが、より分かりやすくなるよう次のとおり修正します。</p> <p><b>【障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案】次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。</u></li> <li>・ <u>意図的で悪質性の高いものであること。</u></li> <li>・ <u>継続又は再発のおそれが高いものであること。</u></li> </ul> <p>なお、虐待等を受けた障がい者の保護といった迅速に対応しなければならない問題については、指導・勧告・公表といった措置とは別に、事務局が、関係市町村、警察など関係機関と連携し、迅速な初期対応ができるよう地域づくり委員会運営要綱において規定する</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>こととしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>67 障がい者の暮らしづらはさは、地域課題として限定できないものも多く、こうした課題に各相談支援機関が個別に対応することは困難であることから、こうした課題に係る取組み体制等（推進本部の役割等として）を明示することが必要である。</p>	<p>○ 地域の様々な課題の解決を図るため、市町村の地域自立支援協議会、14圏域の地域づくり委員会及び本庁の地域づくり推進本部が連携しながら取り組むこととしています。</p> <p>なお、地域づくり委員会が推進本部に対し、広域的な課題等についての審議を求める場合の規定については、条例第46条第5項に規定されています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>68 条例の実施にあたって条約の規定を実現するために協力が必要となる行政機関、関係業界・団体と具体的に連携し協働して取り組むための仕組みをつくとともに、その内容等を公表すること。</p>	<p>○ 国は、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革を行うため、昨年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、検討を行うこととしていることから、条例の運用に際しては、その動向も踏まえながら、対応してまいりたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>69 条例施行方針は良いが、きちんと実行してほしい。</p> <p>70 地域づくり委員会では、最も重度の障がいをもつ人たちのことをベースに考えられるべきであると思う。全体から見ると数は少ないが、彼らがクリアできることは、すべての人にとってクリアされることになると思うので。</p> <p>71 「地域づくり委員会」及び地域自立支援協議会の機能を充実させるための人員体制等の措置を講じること。</p>	<p>○ 市町村、企業、関係者等と連携しながら、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問合せ先  
 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課  
 地域・就労支援グループ主査（条例）  
 担当：豊枝  
 電話011-231-4111（内線25-726）